

○建築基準法施行令第二条第一項第五号の規定に基づく工作物の築造面積の算定方法

(昭和五十年四月一日)

(建設省告示第六百四十四号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第五号の規定に基づき、工作物の築造面積の算定方法を次のように定める。

建築基準法施行令第三百三十八条第三項第二号に掲げる自動車車庫の用途に供する工作物で機械式駐車装置を用いるものの築造面積は、十五平方メートルに当該工作物に収容することができる自動車の台数を乗じて算定するものとする。